

一般社団法人日本ボッチャ協会  
寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「協会」という。）が受領する寄付金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(寄付金の種類)

第2条 この規程において、次の各号に定める寄付金の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付金 常時行う募金活動により受領する寄付金
- (2) 特定寄付金 特定の事業の財源に充当するため、用途を特定して行う募金活動により受領する寄付金
- (3) 特別寄付金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄付金

2 この規程による寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産を含むものとする。

(一般寄付金)

第3条 一般寄付金は、事業年度を通じて常時募集するものとする。

2 一般寄付金の募集については、一般寄付金を募集する旨及び寄付金を競技普及、選手の強化事業に充当し、残額を法人の維持のための管理費に充当する旨明らかにした文書を協会ホームページに掲載するものとする。

(特定寄付金)

第4条 特定寄付金は、協会の行う特定の事業の費用を賄うために募集するものとする。

2 特定寄付金については、寄付金総額の全額を当該募集の目的とした事業（募金活動に必要な費用を含む）に用いなければならない。

3 特定寄付金の募集については、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、募金の用途その他必要な事項を明らかにした文書を募金対象者に交付するものとする。

4 特定寄付金については、募集に係る事業終了後速やかに当該寄付金の収支及び当該寄付金により実施した事業の結果に関する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、寄付者が多数である等、報告書の交付のために多額の経費を必要とすると認められる場合その他報告書の交付を行い難い事情があると認められる場合においては、協会ホームページに報告を掲載することにより、報告書の交付に代えることができる。

(特別寄付金)

第5条 協会は、一般寄付金又は特定寄付金に該当しない寄付の申し込みが個人又は団体

からあった場合は、これを特別寄付金として受領することができる。

2 前項の寄付金について、寄付者から資金の使途、寄付金の管理運用方法その他寄付金の受領に伴う協会の負担に関わる条件が付されている場合は、その受領につき、理事会の承認を求めなければならない。

3 第1項の寄付金が、協会の業務遂行上支障があると認められる場合、協会が受け入れるには社会通念上不適切と認められる場合又はこれらの恐れがあると認められる場合、当該寄付金を辞退するものとする。

(受領書等の交付)

第6条 寄付金を受領した時は、遅滞なく、礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、協会の事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及び受領年月日を記載するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則 1 この規程は、平成30年1月28日より施行する。